

林野火災

rinyakasai

注意報 / 警報

伊達市・国見町・桑折町・川俣町 運用が始まります

山林や原野での火災は、乾燥した時期に発生しやすく、人的被害や財産被害が大きくなります。伊達地方消防組合では、令和8年3月1日から林野火災注意報・警報を発令する場合があります。発令時は地域の安全確保のため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

制限される行為とは？



山林、
原野等の
火入れ



煙火の消費



屋外でのたき火



屋外での
燃えやすいもの
付近での喫煙



屋外での
危険物
付近での喫煙



残火、取灰、
火粉
の始末

注意報と警報の違い

区分	林野火災注意報	林野火災警報
発令条件	降雨量が少ないとき	林野火災注意報 + 強風注意報
制限内容	自主的な協力・自粛をお願いします	火の使用が法律で制限されます
違反時	罰則なし（努力義務）	30万円以下の罰金または拘留

対象地域



https://www.date119.jp/?page_id=25289/#k-area

発令の確認方法

- 伊達地方消防組合ウェブサイト
- 消防車による巡回広報

お問い合わせ先 (最寄りの消防署)

伊達地方消防組合
 中央消防署：024-575-4101
 東分署：024-586-1254
 西分署：024-582-3190
 南分署：024-566-2145
 北分署：024-577-1244



こちらは当キャンプ場独自の判断ではなく、行政及び消防の指導・要請に基づく安全措置となります
ご理解・ご協力をお願いします